

令和5年12月25日

府中市教育委員会

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会
会長 小川 正人

府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）

令和4年9月7日付4府教学第86号で諮問のありました事項について、府中市学校適正規模・適正配置検討協議会において協議しましたので、次のとおり答申します。

1 本協議会は、令和4年9月から令和5年12月まで、全10回の協議会を開催し、丁寧かつ慎重に協議を重ねてまいりました。

協議に当たっては、令和3年度に策定された「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」において定義された条件に基づき、検討時期の基準に当てはまる学校の抽出を行った上で、速やかに対応策を検討すべき学校として、小規模校化が今後も進行していくことが見込まれる「武蔵台小学校、府中第七中学校」と、都内でも有数の大規模校である「府中第一小学校、府中第二小学校」の4校について、特に重点的に検討を行いました。

検討に際しては、それぞれの対象校の状況を確認・整理しながら、適正規模の範囲に近づけるための対応策として「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築等」のうち、どの手法によって対応することが最も効果的であるかといった視点で協議を行った結果、以下のとおり意見の一致を見ました。

ア 府中第一小学校

大規模校である府中第一小学校の適正化に向けた対応策としては、通学区域の一部を見直すことが有効である。なお、見直しに当たっては、通学区域が隣接しており、かつ、改築校となる府中第三小学校や、同じく隣接する本宿小

学校の学区域との見直しを行うことが効果的である。

イ 府中第二小学校

大規模校である府中第二小学校の適正化に向けた対応策としては、通学区域の一部を見直すことが有効である。なお、見直しに当たっては、通学区域が隣接しており、かつ、改築校である府中第六小学校、府中第八小学校の学区域との見直しを行うことが効果的である。

ウ 武蔵台小学校

小規模校化が進んでいる武蔵台小学校の適正化に向けた対応策としては、隣接している府中第七小学校との統合が有効である。なお、本校は、現時点において既に単学級化していることから、早急に解決を図るべきである。

エ 府中第七中学校

小規模校である府中第七中学校の適正化に向けた対応策としては、府中第十中学校との統合が有効である。しかしながら、学区域が広範囲になることに伴う通学距離・時間などの課題を解決する方策として、隣接校との学区域の見直しも併せて行うなどの方策が必要である。なお、仮に、既存学校敷地以外の適切な場所に新たな学校敷地を確保することが可能となった場合には、既存学校敷地との比較検討を踏まえ、改めて検討することが必要である。

オ 対策検討校以外の学校

住吉小学校、新町小学校、白糸台小学校、日新小学校については、現時点では小規模校の定義には当てはまらないこと、また、今後の1学級当たりの児童数の推計予測では単学級が解消される可能性があることなどから、今回、詳細な検討は行わないが、引き続き、児童数・学級数の動向を注視していくことが必要である。

以上、各校の置かれた状況に鑑み、最も有効と考えられる手法について記載しましたが、協議会における具体的な協議内容や補足意見等については、別添の資料にまとめておりますので、今後、市教育委員会として適正規模・適正配置の具体的な方策を決定する際にご活用ください。

2 補足意見

現在、府中市では、学校施設の老朽化対策として改築事業が順次進められています。このため、適正規模・適正配置を進めるに当たっては、学校施設改築・長寿命化改修計画とも十分に連携し対応していくことが極めて重要であることを申し添えます。

【資料】

府中市立学校の適正規模・適正配置の
実施に向けた方策について
(協議内容要旨)

令和5年12月

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会

目次

はじめに.....	1
第1章 府中市の学校の現状と課題.....	2
1 児童・生徒数の推移.....	2
2 児童・生徒数、学級数の現状及び推計.....	4
第2章 対策を検討する必要がある学校の抽出.....	8
1 適正規模・適正配置の定義と適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準.....	8
2 検討時期の基準に当てはまる学校.....	9
3 対策検討校の抽出.....	11
第3章 対応策の検討.....	13
1 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け.....	13
2 適正規模の範囲に近づけるための対応策.....	16
3 大規模校を含むグループにおける対応策の検討.....	17
4 小規模校を含むグループにおける対応策の検討.....	22
5 対策検討校以外の学校.....	30
第4章 適正規模・適正配置の実施に向けた留意点.....	31
資料編.....	34

はじめに

府中市では将来的に年少人口の減少が見込まれ、一部の小・中学校では、既に小規模校化が進んでいます。一方で、地域の土地開発やマンション建設等により、大規模校化している学校もあるなど、学校規模の差が顕著となっています。また、府中市では「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」に基づき学校施設の整備を進めています。学校の改築事業は、学校施設の規模を再設定する機会となるため、学校規模の適正化に当たっては学校施設の老朽化対策と連携した対応が重要となります。

令和2年度から3年度までにかけて実施した府中市学校適正規模・適正配置検討協議会では、学校規模の差の拡大に伴う学校間の教育環境の不均衡や、教育上、学校運営上の様々な課題を整理し、今後の各学校の児童・生徒数の増減に対応し、児童・生徒のより良い教育環境を確保するため、「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（以下、「基本的な考え方」といいます。）」について答申し、府中市では、この答申を基に、「基本的な考え方」をまとめました。この「基本的な考え方」を踏まえ、小規模校化・大規模校化が進行する学校において、どのような方策を取るべきか具体的な対応を検討するため、府中市教育委員会から「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策」について令和4年9月7日に諮問を受けました。

この諮問を受け、府中市学校適正規模・適正配置検討協議会では、令和4年9月から本年12月までの間、全10回の会議や現地確認を経て、丁寧な議論を重ね、府中市の大規模校・小規模校において具体的に発生している課題や、各校が取るべき具体的な方策について結論をまとめ、答申しました。本編は協議会における具体的な協議内容や補足意見等についてまとめたものです。今後、教育委員会として適正規模・適正配置の具体的な方策を決定する際にご活用ください。

令和5年12月25日
府中市学校適正規模・適正配置検討協議会

第1章 府中市の学校の現状と課題

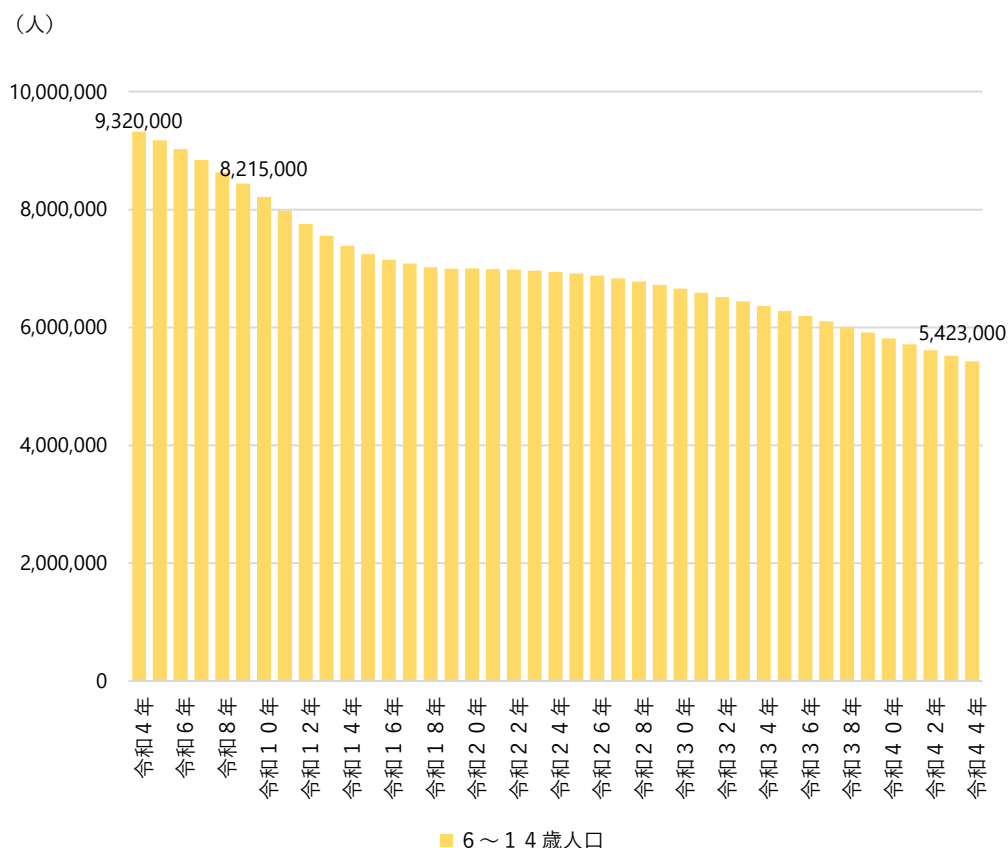
1 児童・生徒数の推移

国立社会保障・人口問題研究所は、令和4年度の6～14歳人口は9,320,000人、令和10年度の6～14歳人口は8,215,000人であると推計しており、6年間で約12パーセント減少すると予測しています。同様に、東京都教育委員会の推計では、令和4年度の児童・生徒数が837,282人であるのに対し、令和10年度の児童・生徒数は776,053人になり、6年間で約7パーセントの児童・生徒数が減少すると予測しています。

府中市においても、日本全国や東京都の傾向と同様に、児童・生徒数は減少していくと予測されています。府中市の児童・生徒数は令和4年度時点で19,481人となっていますが、令和10年度には17,070人となり、6年間で約12パーセントの児童・生徒数が減少すると予測されます。

なお、厚生労働省の人口動態統計によれば、令和4年の出生数は統計開始以降初めて80万人を下回り、少子化が急速に進行していることがうかがえます。このように、コロナ禍を経て、児童・生徒数の減少が従来の想定以上に加速し、更に深刻な問題となる可能性も考えられます。

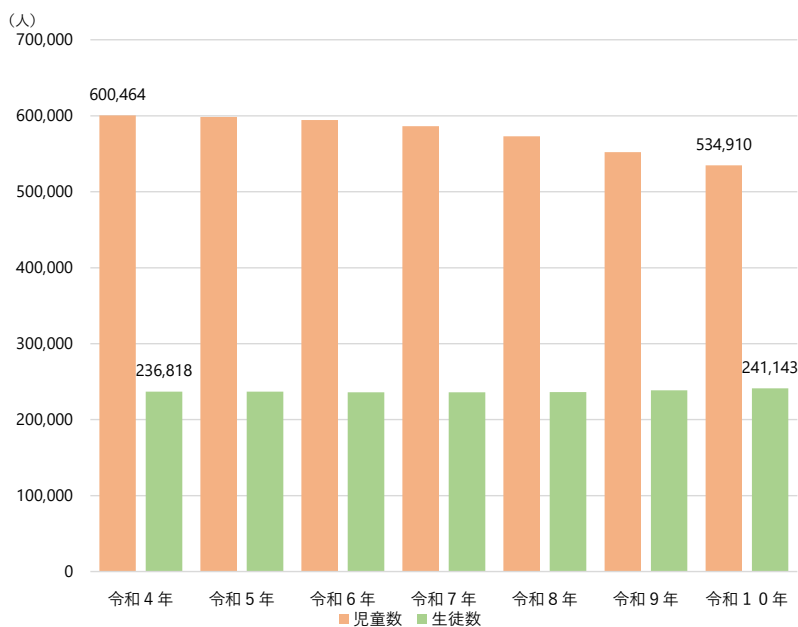
図表 1 日本の6～14歳人口の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（令和5年推計）」

注：令和2年度国勢調査における人口を基準とした推計結果である。

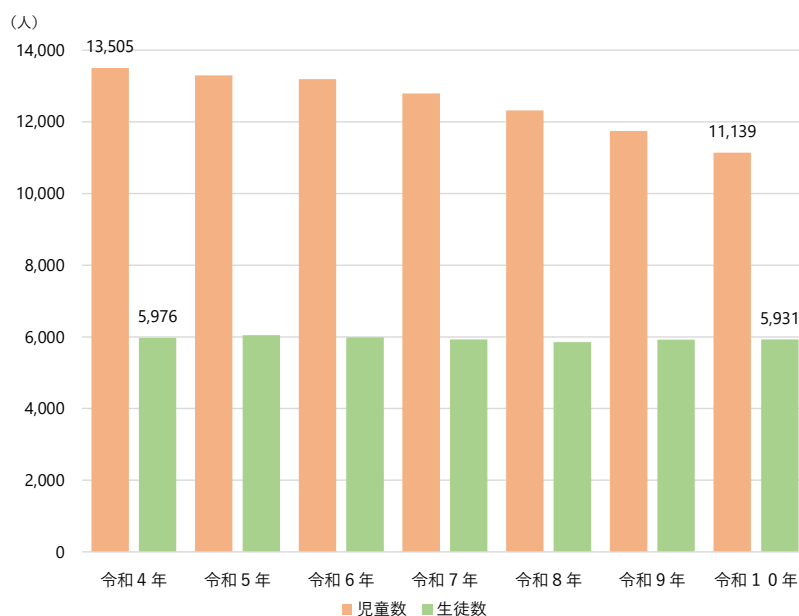
図表 2 東京都の児童・生徒数の推移



出典：東京都教育委員会「令和4年度教育人口等推計報告書」

注：東京都教育委員会「公立学校統計調査」における令和4年5月1日現在の児童・生徒数及び東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」における令和4年1月1日現在の人口を基準とする推計値である。

図表 3 府中市の児童・生徒数の推移



注：令和4年度の児童・生徒数は、令和4年5月1日時点の児童・生徒数である。令和10年度の児童・生徒数は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口を基準に、コーホート要因法を用いて推計した人口に対し、平成29年度から令和4年度までの就学率を加味して推計している。

2 児童・生徒数、学級数の現状及び推計

(1) 令和4（2022）年度の児童・生徒数、学級数

ア 小学校

令和4年度時点で、府中市の小学校の中で、最大規模の学校は二小であり、通常学級数は32学級、全児童数は1,119人となっています。また、一小も通常学級数は30学級、全児童数は1,014人と規模の大きな学校となっています。最小規模の学校は武蔵台小で、通常学級数は10学級、全児童数は260人となっており、最大規模の学校と最小規模の学校間で、通常学級数は3.2倍、児童数は約4.3倍の差がある状況となっています。

図表 4 府中市立小学校の児童数・学級数（令和4年5月1日現在）

学校	児童数							学級数								特別 支援	総計
								通常学級									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計			
一小	172	162	159	187	165	169	1,014	5	5	5	5	5	5	30		30	
二小	170	176	195	181	205	192	1,119	5	5	6	5	6	5	32	4	36	
三小	136	112	127	145	112	142	774	4	4	4	4	3	4	23		23	
四小	99	93	93	69	77	69	500	3	3	3	2	2	2	15	3	18	
五小	150	129	138	138	114	133	802	5	4	4	4	3	4	24	6	30	
六小	130	136	102	134	125	131	758	4	4	3	4	4	4	23		23	
七小	53	65	63	63	60	60	364	2	2	2	2	2	2	12		12	
八小	109	122	132	99	109	144	715	4	4	4	3	3	4	22		22	
九小	70	75	65	87	77	67	441	2	3	2	3	2	2	14	4	18	
十小	114	133	117	117	106	112	699	4	4	4	3	3	3	21		21	
武蔵台小	47	33	35	46	40	59	260	2	1	1	2	2	2	10		10	
住吉小	71	67	78	78	73	94	461	2	2	3	2	2	3	14		14	
新町小	61	60	72	50	61	55	359	2	2	3	2	2	2	13		13	
本宿小	116	125	118	107	122	120	708	4	4	4	3	4	3	22		22	
白糸台小	73	105	114	82	87	93	554	3	3	4	3	3	3	19		19	
矢崎小	74	77	70	62	72	63	418	3	3	2	2	2	2	14		14	
若松小	112	97	108	106	110	113	646	4	3	4	3	3	3	20		20	
小柳小	119	99	103	96	107	114	638	4	3	3	3	3	3	19	4	23	
南白糸台小	88	126	101	100	113	109	637	3	4	3	3	3	3	19		19	
四谷小	136	112	107	130	97	116	698	4	4	4	4	3	3	22		22	
南町小	64	73	69	70	81	88	445	2	2	2	2	2	3	13	3	16	
日新小	74	82	81	84	89	85	495	3	3	3	3	3	3	18		18	
合計	2,238	2,259	2,247	2,231	2,202	2,328	13,505	74	72	73	67	65	68	419	24	443	

イ 中学校

令和4年度時点で、府中市の中学校の中で、最大規模の学校は八中であり、通常学級数は21学級、全生徒数は755人となっています。最小規模の学校は七中で、通常学級数は7学級、全生徒数は231人となっており、最大規模の学校と最小規模の学校間で、通常学級数は3倍、生徒数は約3.3倍の差がある状況となっています。

図表 5 府中市立中学校の生徒数・学級数（令和4年5月1日現在）

学校	生徒数				学級数					
					通常学級				特別支援	総計
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	小計		
一中	208	209	205	622	5	5	5	15	5	20
二中	224	215	231	670	7	6	6	19	5	24
三中	182	219	214	615	5	6	6	17		17
四中	209	220	203	632	6	6	5	17	5	22
五中	163	155	129	447	5	4	4	13		13
六中	210	211	207	628	6	6	6	18		18
七中	90	63	78	231	3	2	2	7		7
八中	266	240	249	755	7	7	7	21		21
九中	134	138	161	433	4	4	4	12		12
十中	128	119	99	346	4	3	3	10		10
浅間中	192	212	193	597	6	6	5	17		17
合計	2,006	2,001	1,969	5,976	58	55	53	166	15	181

(2) 児童・生徒数、学級数の推計

令和4年度の児童・生徒数を基に、今後6年間の児童・生徒数、1学級当たりの児童・生徒数、学級数を推計しました。今回の推計結果では、令和2年度の本協議会の推計結果と比較し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり出生数が更に減少し、厚生労働省の人口動態統計でも日本の令和4年の出生数は統計開始以降初めて80万人を下回り、少子化が急速に進行していることから、府中市においても同様に年少人口が減少する傾向となっております。

その影響が反映される令和10年には、小学校の児童数が2,366人減少することが予測されます。学校規模では、市の中心部の一小及び二小の大規模校化が続く一方、中心部以外の学校は小規模校化により、学校規模の差が拡大していくことが予測されます。

図表 6 府中市立小学校の児童数・1学級当たりの児童数・学級数推計

学校名	児童数（人）			1学級当たりの児童数（人）			学級数（学級）		
	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年
一小	1,014	948	-66	34	32	-2	30	30	0
二小	1,119	979	-140	35	32	-3	32	31	-1
三小	774	731	-43	34	32	-2	23	23	0
四小	500	499	-1	34	30	-4	15	17	2
五小	802	707	-95	34	31	-3	24	23	-1
六小	758	493	-265	33	29	-4	23	17	-6
七小	364	303	-61	31	26	-5	12	12	0
八小	715	558	-157	33	30	-3	22	19	-3
九小	441	416	-25	33	33	0	14	13	-1
十小	699	582	-117	34	31	-3	21	19	-2
武蔵台小	260	203	-57	28	22	-6	10	10	0
住吉小	461	276	-185	34	26	-8	14	11	-3
新町小	359	272	-87	28	25	-3	13	11	-2
本宿小	708	572	-136	33	32	-1	22	18	-4
白糸台小	554	405	-149	29	28	-2	19	15	-4
矢崎小	418	355	-63	31	30	-1	14	12	-2
若松小	646	566	-80	33	28	-5	20	20	0
小柳小	638	544	-94	34	30	-4	19	18	-1
南白糸台小	637	479	-158	34	27	-7	19	18	-1
四谷小	698	617	-81	32	30	-3	22	21	-1
南町小	445	345	-100	35	29	-6	13	12	-1
日新小	495	289	-206	28	30	2	18	10	-8
計	13,505	11,139	-2,366	32	29	-3	419	380	-39

中学校の生徒数は、令和10年までの6年間で45人減少することが予想されています。学校規模では、市の中心部に近い一中及び四中は学級数が増加することが予想されている一方、その他の学校の学級数は減少もしくは横ばいであると予想されています。

図表 7 府中市立中学校の生徒数・1学級当たりの生徒数・学級数推計

学校名	生徒数（人）			1学級当たりの生徒数（人）			学級数（学級）		
	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年	R4 2022年	R10 2028年	今後 6年
一中	622	613	-9	42	34	-8	15	18	3
二中	670	666	-4	36	39	4	19	17	-2
三中	615	619	4	36	37	0	17	17	0
四中	632	696	64	38	37	-1	17	19	2
五中	447	446	-1	35	37	3	13	12	-1
六中	628	588	-40	35	37	2	18	16	-2
七中	231	206	-25	34	35	1	7	6	-1
八中	755	678	-77	36	38	2	21	18	-3
九中	433	446	13	36	37	1	12	12	0
十中	346	348	2	35	35	0	10	10	0
浅間中	597	625	28	35	37	2	17	17	0
計	5,976	5,931	-45	36	37	1	166	162	-4

注：図表6・7において、令和4年度の児童・生徒数は、令和4年5月1日時点の児童・生徒数である。学級数は特別支援学級を含まない。令和10年度の児童・生徒数は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口を基準に、コーホート要因法を用いて推計した人口に対し、平成29年度から令和4年度までの就学率を加味している。令和10年度の学級数は児童・生徒数を1学級の最大人数（小学校：35人、中学校：40人）で除した値である。

第2章 対策を検討する必要がある学校の抽出

1 適正規模・適正配置の定義と適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準

「基本的な考え方」では、府中市における適正規模・適正配置の定義と、適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準を次のとおり決めました。

図表 8 府中市における適正規模の定義

	小学校	中学校
大規模校	25学級以上	19学級以上
標準規模校	12～24学級	12～18学級
小規模校	11学級以下	11学級以下

出典：府中市「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」

図表 9 府中市における適正配置の定義

	小学校	中学校
通学距離	おおむね2km以内	おおむね4km以内

出典：府中市「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」

図表 10 適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準

学校規模	小学校	中学校
大規模校	6年後、学校全体で31学級になる予測	6年後、学校全体で25学級になる予測
小規模校	6年後、1学年1学級になる予測	6年後、1学年2学級になる予測

※ 小規模校の予測はいずれかの学年で予測された場合

出典：府中市「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」

2 検討時期の基準に当てはまる学校

図表10の「適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準」に基づき、各学校の学級数推計の結果を基に、検討時期の基準に当てはまる学校を確認しました。

今後6年間の学級数推計では、大規模校の検討時期の基準に当てはまる学校は一小及び二小、小規模校の検討開始時期の基準に当てはまる学校は武蔵台小、住吉小、新町小、白糸台小、日新小、七中となりました。なお、白糸台小の学校規模は最小で15学級と予測されていますが、令和10年度の1年生は1学年1学級となる予測があるため、検討時期の基準に当てはまっています。

図表 11 今後6年間の学級数推計

学校	学級数（学級）						
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
一小	30	30	32	31	31	31	30
二小	32	33	32	33	31	31	31
三小	23	23	25	24	24	24	23
四小	15	16	17	18	18	18	17
五小	24	23	25	25	24	24	23
六小	23	22	23	22	21	19	17
七小	12	12	12	12	12	12	12
八小	22	21	21	21	21	20	19
九小	14	15	15	14	14	13	13
十小	21	22	23	23	22	21	19
武蔵台小	10	9	10	10	9	10	10
住吉小	14	14	15	15	14	13	11
新町小	13	12	12	12	12	12	11
本宿小	22	22	22	22	21	19	18
白糸台小	19	19	20	20	19	17	15
矢崎小	14	15	14	14	14	13	12
若松小	20	20	21	21	21	21	20
小柳小	19	19	19	19	19	19	18
南白糸台小	19	19	20	20	20	18	18
四谷小	22	22	22	22	22	21	21
南町小	13	13	13	13	13	12	12
日新小	18	17	16	15	13	12	10

学校	学級数（学級）						
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
一中	15	17	18	18	18	18	18
二中	19	17	17	16	16	17	17
三中	17	17	17	18	17	17	17
四中	17	17	18	18	18	18	19
五中	13	14	13	12	12	12	12
六中	18	18	17	16	15	16	16
七中	7	8	8	7	6	6	6
八中	21	21	20	20	19	19	18
九中	12	12	12	11	11	11	12
十中	10	11	10	9	9	10	10
浅間中	17	17	18	18	18	17	17

注：令和4,5年度の学級数は各年4月時点の実績値である。令和6年度から令和10年度の学級数は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口を基準に、コーホート要因法を用いて推計した人口に対し、平成29年度から令和4年度までの就学率を加味して推計した児童・生徒数を、1学級の最大人数（小学校：35人、中学校：40人）で除した値である。

大規模校の検討開始時期の基準を満たす学校（小学校：学校全体で31学級以上、中学校：学校全体で25学級以上）

小規模校の検討開始時期の基準を満たす学校（小学校：1学年1学級、中学校：1学年2学級）

図表 12 検討時期の基準に当てはまる小学校の児童数、1学級当たりの児童数、学級数

学校	学年	児童数（人）							1学級当たりの児童数（人）							学級数（学級）						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
一 小	1年	172	168	168	129	159	151	154	34	34	34	32	32	30	31	5	5	5	4	5	5	5
	2年	162	175	187	168	129	159	151	32	35	31	34	32	32	30	5	5	6	5	4	5	5
	3年	159	160	182	187	168	129	159	32	32	30	31	34	32	32	5	5	6	6	5	4	5
	4年	187	162	166	182	187	168	129	37	32	33	30	31	34	32	5	5	5	6	6	5	4
	5年	165	193	161	166	182	187	168	33	39	32	33	30	31	34	5	5	5	5	6	6	5
	6年	169	165	195	161	166	182	187	34	33	39	32	33	30	31	5	5	5	5	5	6	6
	計	1,014	1,023	1,059	993	991	976	948								30	30	32	31	31	31	30

二 小	1年	170	200	155	180	140	154	152	34	33	31	30	35	31	30	5	6	5	6	4	5	5
	2年	176	168	198	155	180	140	154	35	34	33	31	30	35	31	5	5	6	5	6	4	5
	3年	195	174	172	198	155	180	140	33	35	34	33	31	30	35	6	5	5	6	5	6	4
	4年	181	191	170	172	198	155	180	36	32	34	34	33	31	30	5	6	5	5	6	5	6
	5年	205	180	193	169	172	198	155	34	36	32	34	34	33	31	6	5	6	5	5	6	5
	6年	192	206	177	193	170	172	198	38	34	35	32	34	34	33	5	6	5	6	5	5	6
	計	1,119	1,119	1,065	1,067	1,015	999	979								32	33	32	33	31	31	31

武 蔵 台 小	1年	47	24	37	37	29	36	38	24	24	19	19	29	18	19	2	1	2	2	1	2	2
	2年	33	45	26	37	37	29	36	33	23	26	19	19	29	18	1	2	1	2	2	1	2
	3年	35	31	45	26	37	37	29	35	31	23	26	19	19	29	1	1	2	1	2	2	1
	4年	46	33	35	45	26	37	37	23	33	35	23	26	19	19	2	1	1	2	1	2	2
	5年	40	44	39	35	45	26	37	20	22	20	35	23	26	19	2	2	2	1	2	1	2
	6年	59	41	46	39	35	45	26	30	21	23	20	35	23	26	2	2	2	2	1	2	1
	計	260	218	228	219	209	210	203								10	9	10	10	9	10	10

住 吉 小	1年	71	66	53	49	40	47	28	36	33	27	25	20	24	28	2	2	2	2	2	2	1
	2年	67	73	59	53	49	40	47	34	24	30	27	25	20	24	2	3	2	2	2	2	2
	3年	78	67	72	59	53	49	40	26	34	24	30	27	25	20	3	2	3	2	2	2	2
	4年	78	76	71	72	59	53	49	39	25	24	24	30	27	25	2	3	3	3	2	2	2
	5年	73	79	79	71	72	59	53	37	40	26	24	24	30	27	2	2	3	3	3	2	2
	6年	94	73	78	79	71	72	59	31	37	39	26	24	24	30	3	2	2	3	3	3	2
	計	461	434	412	383	344	320	276								14	14	15	15	14	13	11

新 町 小	1年	61	55	51	50	49	37	29	31	28	26	25	25	19	29	2	2	2	2	2	2	1
	2年	60	61	56	51	50	49	37	30	31	28	26	25	25	19	2	2	2	2	2	2	2
	3年	72	60	62	56	51	50	49	24	30	31	28	26	25	25	3	2	2	2	2	2	2
	4年	50	69	61	62	56	51	50	25	35	31	31	28	26	25	2	2	2	2	2	2	2
	5年	61	49	70	61	62	56	51	31	25	35	31	31	28	26	2	2	2	2	2	2	2
	6年	55	60	53	70	61	62	56	28	30	27	35	31	31	28	2	2	2	2	2	2	2
	計	359	354	353	350	329	305	272								13	12	12	12	12	12	11

学校	学年	児童数（人）							1学級当たりの児童数（人）							学級数（学級）						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
白糸台小	1年	73	83	88	76	72	44	35	24	28	29	25	24	22	35	3	3	3	3	3	2	1
	2年	105	73	89	88	76	72	44	35	24	30	29	25	24	22	3	3	3	3	3	3	2
	3年	114	103	77	89	88	76	72	29	34	26	30	29	25	24	4	3	3	3	3	3	3
	4年	82	114	113	77	89	88	76	27	29	28	26	30	29	25	3	4	4	3	3	3	3
	5年	87	82	114	113	77	89	88	29	27	29	28	26	30	29	3	3	4	4	3	3	3
	6年	93	83	82	114	113	77	90	31	28	27	29	28	26	30	3	3	3	4	4	3	3
	計	554	538	563	557	515	446	405								19	19	20	20	19	17	15

日新小	1年	74	60	57	54	34	50	29	25	30	29	27	34	25	29	3	2	2	2	1	2	1
	2年	82	72	65	57	54	34	50	27	24	33	29	27	34	25	3	3	2	2	2	1	2
	3年	81	82	78	65	57	54	34	27	27	26	33	29	27	34	3	3	3	2	2	2	1
	4年	84	81	81	78	65	57	54	28	27	27	26	33	29	27	3	3	3	3	2	2	2
	5年	89	83	81	81	77	65	57	30	28	27	27	26	33	29	3	3	3	3	3	2	2
	6年	85	89	86	81	81	78	65	28	30	29	27	27	26	33	3	3	3	3	3	3	2
	計	495	467	448	416	368	338	289								18	17	16	15	13	12	10

図表 13 検討時期の基準に当てはまる中学校の生徒数、1学級当たりの生徒数、学級数

学校	学年	生徒数（人）							1学級当たりの生徒数（人）							学級数（学級）						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
七中	1年	90	87	73	77	73	62	71	30	29	37	39	37	31	36	3	3	2	2	2	2	2
	2年	63	90	87	73	77	73	62	32	30	29	37	39	37	31	2	3	3	2	2	2	2
	3年	78	64	91	87	73	77	73	39	32	30	29	37	39	37	2	2	3	3	2	2	2
	計	231	241	251	237	223	212	206								7	8	8	7	6	6	6

注1：令和4年4月1日時点の住民基本台帳を基準としている。

注2：小学校は文部科学省による公立小学校の40人学級から35人学級への段階的移行方針に従い算出

注3：中学校は全学年40人学級で切り上げて算出

3 対策検討校の抽出

本協議会では、検討時期の基準に当てはまる大規模校の一小、二小と小規模校の武蔵台小、住吉小、新町小、白糸台小、日新小、七中の8校の中から、速やかに対応策を検討すべき学校を抽出し、抽出した学校に対応策を優先して時間をかけて検討すべきと考えました(以下、速やかに対応策を検討すべき学校として抽出した学校のことを「対策検討校」といいます。)

検討時期の基準に当てはまる8校について、次の視点で分析し、対策検討校となる学校を抽出しました。

(1) 学年別児童・生徒数、1学級当たり児童・生徒数、学級数推計の動向

大規模校または小規模校の状態が続く期間が長い学校は、優先的に対応策を検討することが望ましいと考えました。また、1学年2学級と予測され、かつ1学級当たりの人数が少ないと予測される学校では、実際の児童・生徒数が推計値を下回った場合、1学年1学級となることが懸念されます。そのため、1学級当たりの児童・生徒数も考慮に入れる必要があると考えました。

(2) 学校施設の状況（学校施設改築・長寿命化改修計画との連携）

改築後の学校は、今後数十年にわたって使用し続けることとなります。また、改築は、当該学校の規模を新たに設定可能な機会であるため、当該学校やその周辺校を適正規模に近づけるための機会として活用することができます。そのため、改築時期が迫っている学校やその周辺校は優先的に対応策を検討することが望ましいと考えました。

学年別児童・生徒数、1学級当たり児童・生徒数、学級数推計の動向を分析したところ、既に大規模校又は小規模校となっており、その状態が中・長期的に続くことが予測される一小、二小、武蔵台小、七中について、優先的に対応策を検討すべきと考え、対策検討校と位置付けます。

また、学校施設の現況に基づくと、武蔵台小は、改築時期が比較的直近に迫っていることも念頭に置いた検討が必要であると考えました。

したがって、小学校はAグループ、Dグループ、Eグループ、中学校はDグループについて、「基本的な考え方」に基づき、グループ内での対応策を検討することとします。

第3章 対応策の検討

1 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け

「基本的な考え方」では、地域とのつながりや学校規模、文化センター圏域などを考慮し、府中市内の小・中学校を5つのグループに分類しました。そして、まずはグループ内で適正規模・適正配置の実施に向けた対応策を検討し、グループ内だけで解決が難しい場合は隣接する学校も含めて検討することとしました。

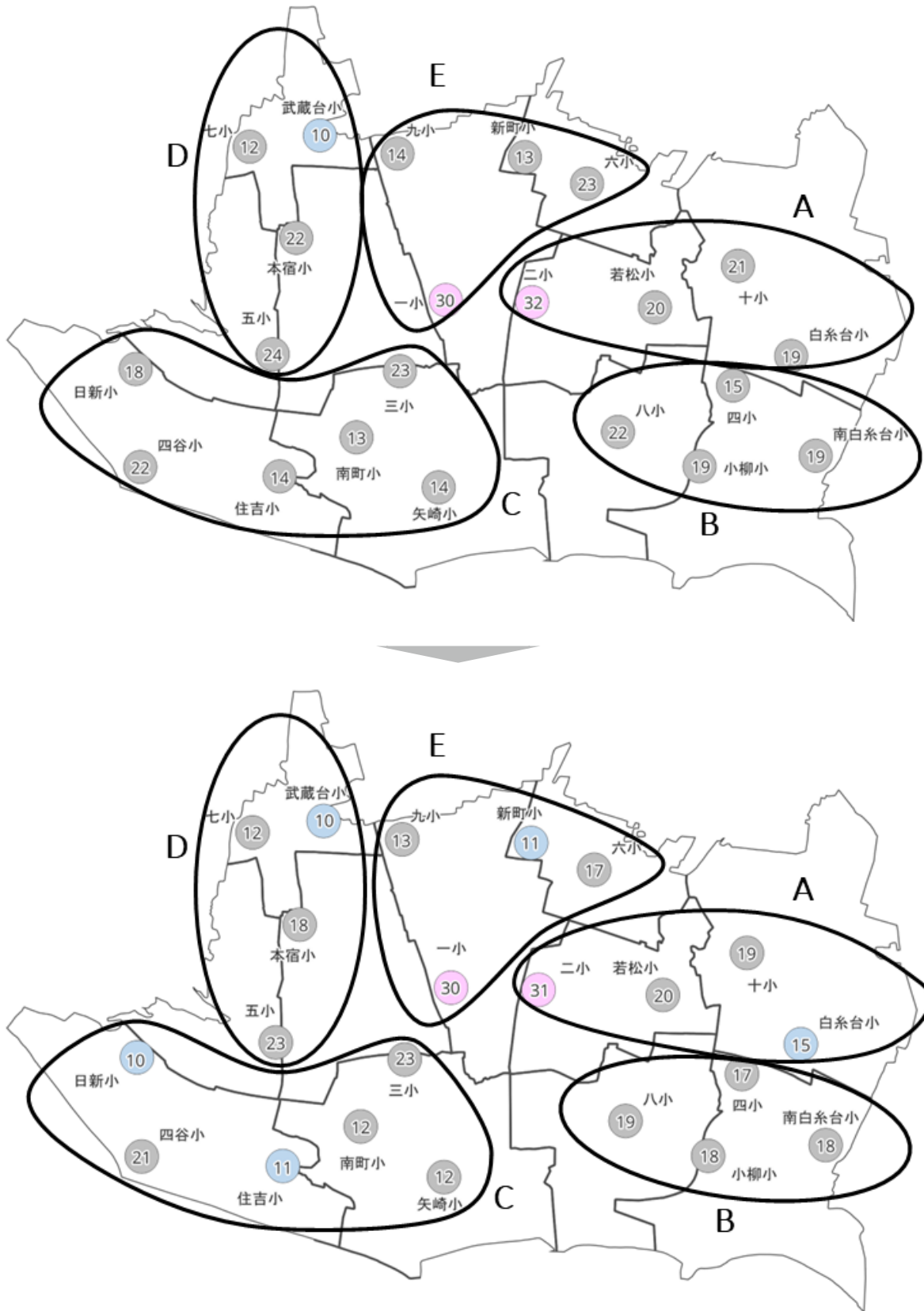
図表 14 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け

グループ	小学校	中学校
A	二小、十小、白糸台小、若松小	二中、浅間中
B	四小、八小、小柳小、南白糸台小	六中、九中
C	三小、住吉小、矢崎小、四谷小、南町小、日新小	三中、八中
D	五小、七小、武蔵台小、本宿小	四中、七中、十中
E	一小、六小、九小、新町小	一中、五中

出典：府中市「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」

図表 15 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（小学校）

（上段：令和4年度、下段：令和10年度）

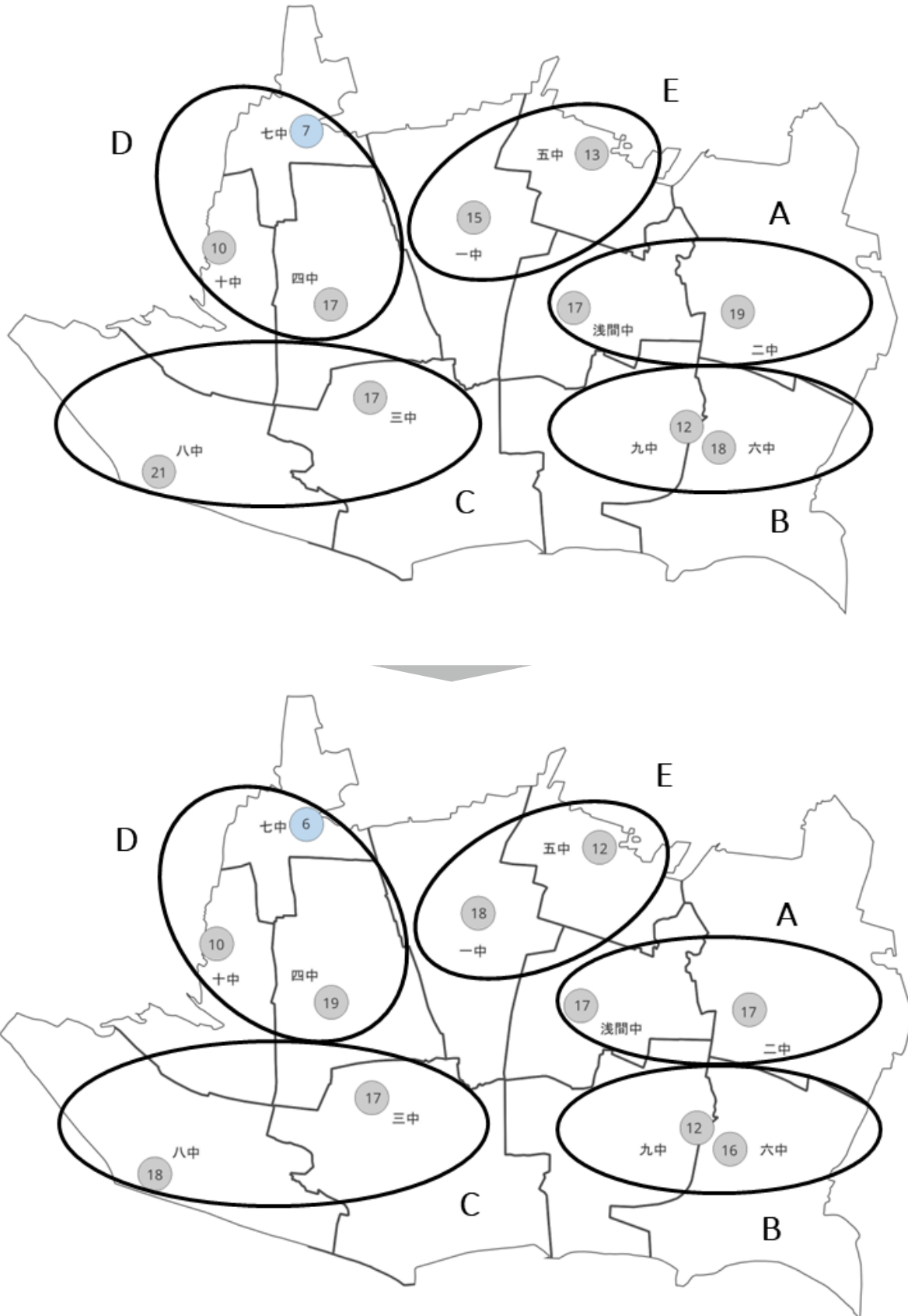


大規模校の検討開始時期の基準を満たす学校（学校全体で31学級以上）

小規模校の検討開始時期の基準を満たす学校（1学年1学級）

注：各学校の位置に記入された数字は、各年度の学級数を示す。

図表 16 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（中学校）
 （上段：令和4年度、下段：令和10年度）



■ 小規模校の検討開始時期の基準を満たす学校（1学年2学級）

注：各学校の位置に記入された数字は、各年度の学級数を示す。

2 適正規模の範囲に近づけるための対応策

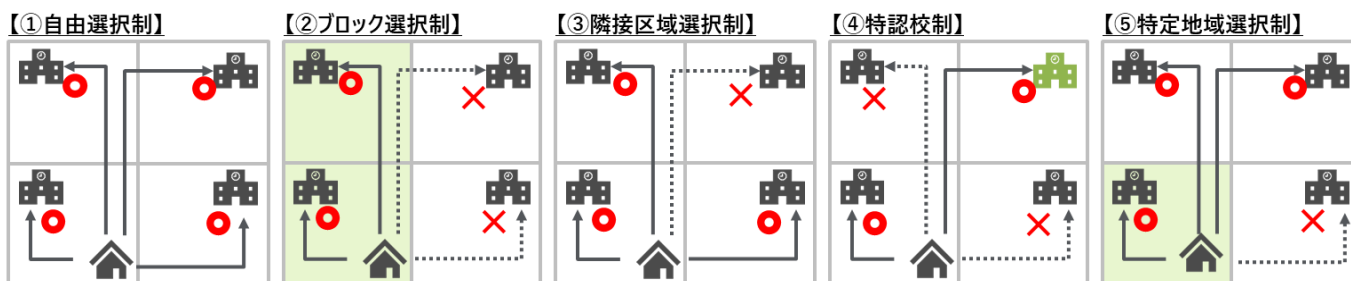
「基本的な考え方」では適正規模の範囲に近づけるための対応策として、「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築等」が有効であるとされていますので、この考え方に沿って検討を進めました。

なお、大規模校の対応策として、学校を新設するという手法も考えられます。しかし、府中市の児童・生徒数は中・長期的には減少していくことを考えると、まずは今ある学校施設を活用した対応策を検討することが望ましいと考え、今回の議論の対象とはしませんでした。

図表 17 適正規模の範囲に近づけるための対応策

対応策	概要
通学区域の見直し	全市的な見直しではなく、グループごとに部分的に通学区域を変更する。
学校選択制	主に5つの手法がある。 ① 自由選択制：市内全ての学校のうち希望する学校に就学を認めるもの ② ブロック選択制：いくつかのブロックに分け、ブロック内で希望する学校に就学を認めるもの ③ 隣接区域選択制：隣接する学区域の学校への就学を認めるもの ④ 特認校制：特定の学校について、市全域からの就学を認めるもの ⑤ 特定地域選択制：特定の地域の居住者のみ、特定の学校において学校選択を認めるもの
統合	主に3つの手法がある。 ① 既存学校の活用：既存の学校に統合する。 ② 新設統合：新たな用地を確保し、複数校を統合して新設校を整備する。 ③ 分離統合：1校を分割して、2つ以上の学校に統合する。
校舎の増改築等	既存の学校敷地に新たに校舎等を建設できるスペースがある場合、施設規模を大きくすることで、一時的な児童・生徒数の増加に対応する。

図表 18 学校選択制のイメージ図



【凡例】

- 児童・生徒の自宅
- 各学区の指定校
- 特認校
- 学区
- 就学を認める学校
- 就学を認めない学校

3 大規模校を含むグループにおける対応策の検討

(1) 小学校 Aグループ（二小、十小、白糸台小、若松小）

小学校Aグループは大規模校の二小が対策検討校となっており、「学級数が多いため、体育や音楽の授業などは決まった条件の中で精一杯施設を活用して、授業コマ数を工夫しながら教育活動を行っている。」「校外学習で受入れ可能な施設が限られ、選択肢が少なくなる。」などの課題が多くあります。特に体育館の使用には児童数が多いため支障が出ている状況です。そのような課題を解決するため、図表17の4つの対応策についてそれぞれ検討しました。

検討の結果、協議会では、通学区域の一部の見直しを行うことが効果的であるという結論に至りました。

なお、協議会で検討した各対応策の内容については、アからエのとおりです。

ア 通学区域の見直し

二小は、同グループの若松小学区と隣接しているため、二小学区の一部を若松小学区に変更することが考えられますが、二小学区と若松小の間には、大規模な公園や基地があります。二小学区から若松小へ通学する際に迂回が必要となり、直線距離に比して通学距離が長くなる可能性があります。また、若松小は受入れ可能な人数が少ないため、グループ内で通学区域の見直しを行うことは難しいと考えられます。

次に、グループ外の学校を含めた通学区域の見直しを検討します。グループ外で隣接している標準規模校は、六小・八小です。六小は二小学区の北側から、八小は二小学区の南側から、それぞれ半径1キロメートル以内に位置しており、通学可能な距離にあります。また、二小学区と六小・八小の間には、通学距離が長くなる要因となるような施設等はありません。加えて、六小・八小は改築を実施した学校で、受入れ可能な人数に余裕があり、かつ、新しい学校であることを好意的に考える児童・保護者も多いと考えられます。

以上の理由で、通学区域の見直しを実施する場合は、二小の通学区域の一部を六小・八小の通学区域に変更することが望ましいです。

ただし、通学区域の変更は、安全性への配慮を前提として実施すべきです。また、学校は地域に強く根ざしており、地域の方が熱い思いで学校の教育を見て、支えています。そこで、通学区域の見直しに伴い、通学の安全確保と地域の理解を得ることも大切です。

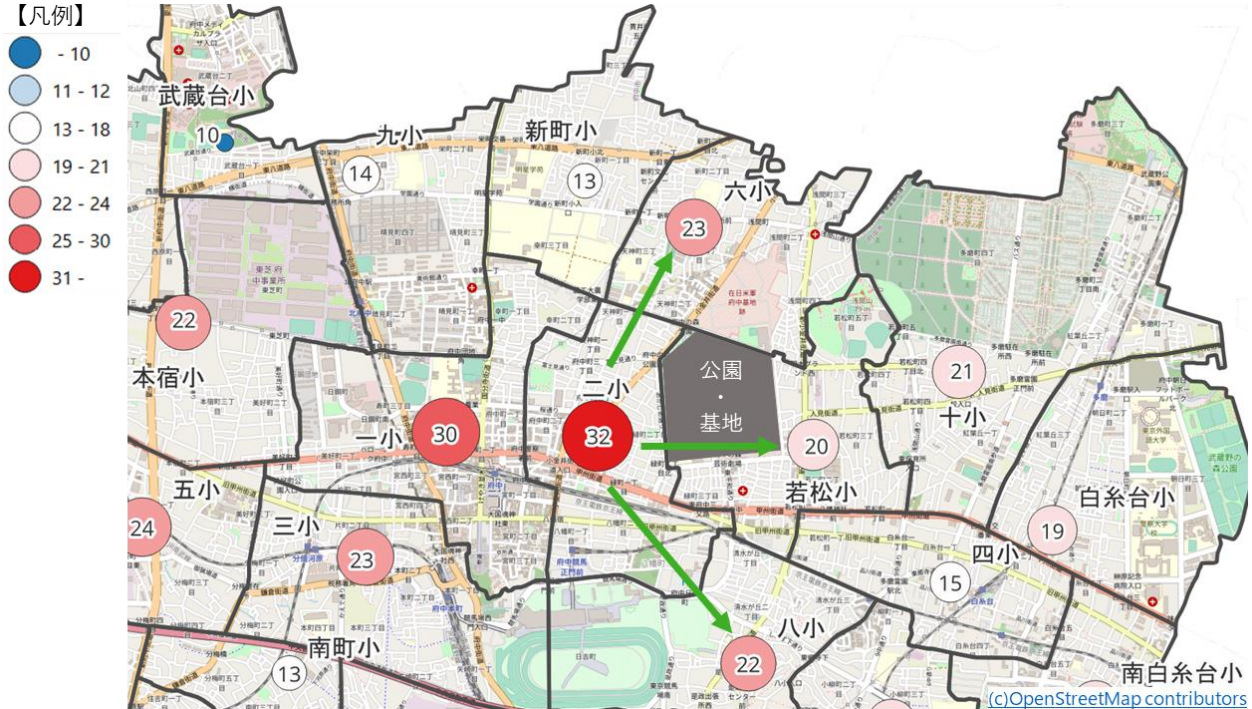
通学の安全確保に向けて、例えばある程度の移行期間・猶予期間を設けて、新しい通学路の安全を確認しつつ、既存施設を有効的に活用することも大切な要素と捉え、通学区域を変更することが望ましいと考えます。

地域との合意形成について、地域のコミュニティを壊してまで通学区域を変更するのかという意見が出てくることが予想されます。子供の安全とより良い教育環境を確保するための通学区域の見直しであることを理解してもらえるように説明していくことが必要となります。

なお、二小は令和4年度時点で32学級であり、標準規模にするには8学級分の児童が他の学校に通学することが必要となります。一度にそれだけの人数の通学区域を変更

することは現実的ではないことから、まずは検討を開始する基準である31学級を下回るように実施することが考えられます。

図表 19 二小周辺の状況



注：各学校の位置に記入された数字は、令和4年度の学級数を示す。

イ 学校選択制

学校選択制を導入すると、「少ない人数の学校に通わせたい。」「家から近い学校に通わせたい。」「新しい学校に通わせたい。」と考えている保護者に選択肢を与えることができます。

一方で、学校選択制を導入した場合に通学区域外の学校を選択する児童数は未知数です。特に保護者の立場で考えると、指定された学校に就学するほうが望ましいと考えられるため、学級数があまり変わらない可能性もあります。また、人気校が偏ること、判断材料になる情報を得ることが難しく、風評などで左右されることも懸念されます。

そのため、学校選択制を導入するのであれば、完全な自由選択とするのではなく、ある程度は市で制限を加えた選択制とするべきと考えます。二小の場合は、南北で隣接する六小と八小が新築校になるため、この二校への一方通行の学校選択制を認めることが考えられます。

また、通学区域の見直しを行った上で、通学区域の変更に伴う課題を緩和するために学校選択制で柔軟に対応することも考えられます。例えば、通学区域の境界付近で、より近くに別の学校がある場合や、通学区域の変更に伴い兄弟で通う学校が異なる場合などに、条件付きの学校選択制を導入することが考えられます。

なお、学校選択制を導入する場合も、通学する子供の安全の確保を第一に考えることを求めます。

ウ 統合

検討する基準に当てはまるような小規模校が隣接していれば検討の余地はありますが、現状の立地で大規模校の対応策としては適さないと考えます。

エ 校舎の増改築

校舎の増改築は、「基本的な考え方」では適正規模の範囲内で児童・生徒が一時的に増加した場合に普通教室の不足を補うための短期的な手法としているため、大規模校の対応としては適さないとと言えます。しかしながら、他の方策によって大規模化の解消の取組を実施した場合でも、二小の場合は特別支援学級設置校であることから集会等で一斉に使用する体育館については老朽化の状況も踏まえた配慮が必要であると考えられます。

(2) 小学校 Eグループ（一小、六小、九小、新町小）

小学校Eグループは大規模校の一小が対策検討校となっており、二小と同様に「学級数が多いため、体育や音楽の授業などは決まった条件の中で精一杯施設を活用して、授業コマ数を工夫しながら教育活動を行っている。」「校外学習で受入れ可能な施設が限られ、選択肢が少なくなる。」などの課題があります。そのような課題を解決するため、4つの対応策についてそれぞれ検討しました。

検討の結果、協議会では、二小と同様に、通学区域の一部の見直しを行うことが効果的であるという結論に至りました。

なお、協議会で検討した各対応策の内容については、ア) からエ) のとおりです。

ア 通学区域の見直し

一小は、グループ内の九小、新町小と隣接しているため、一小学区の一部地域を九小・新町小の通学区域に変更することが考えられますが、九小学区には大規模な開発の予定地があります。この土地に子育て世帯向けの大型マンションが建設された場合、九小の児童数が増加し、一小の児童を九小で受け入れることが困難となる可能性があります。また、一小学区と新町小の間には大学があり、大学を迂回して通学する場合、直線距離に比して通学距離が長くなる可能性があります。そのため、グループ内で通学区域の見直しを行うことは難しいと考えられます。

次に、グループ外の学校を含めた通学区域の見直しの実施について検討します。グループ外で隣接する標準規模校は、三小及び本宿小です。三小は一小学区の南側から、本宿小は一小学区の西側から、それぞれ半径1キロメートル以内に位置しており、通学可能な距離にあります。また、一小学区との間に通学距離が長くなる要因となる大規模な施設はなく、受入れ可能な人数にも余裕があります。加えて、特に三小は新築校になるため、新しい学校に通学できることを好意的に考える児童・保護者も多いと考えられます。

以上の理由で、通学区域の見直しを実施する場合は、一小の通学区域の一部を三小・本宿小の通学区域に変更することが望ましいです。また、九小学区の開発の見通しが立ち、九小の児童数が大幅に増加することはないと予測された場合や、大学構内を通学路として使用できる見通しが立った場合は、一小の通学区域の一部を九小や新町小の通学区域に変更することも考えられます。

ただし、Aグループにおける通学区域の見直しと同様、通学の安全確保と地域との合意形成は課題となります。Aグループと同様に、時間を掛けて新しい通学路の安全を確認すること、教育上の課題を丁寧に説明し理解を得る必要があります。

なお、一小は令和4年度現在で30学級であり、二小と同様、標準規模の学級数に近づけることが望まれます。

図表 20 一小周辺の状況



注：各学校の位置に記入された数字は、令和4年度の学級数を示す。

イ 学校選択制

学校選択制については、二小における議論と同様に考え、完全な自由選択ではなく市で一定の条件を定めた上での導入が考えられます。一小の場合、隣接する三小や本宿小への一方通行の学校選択制を認めることが考えられます。また、通学区域の見直しと組み合わせ、学区の境界付近の児童や兄弟の状況に合わせて適用することも考えられます。

なお、この場合も、通学する子供の安全の確保を第一に考えることが必要となります。

ウ 統合

検討する基準に当てはまるような小規模校が隣接していれば検討の余地はありますが、二小と同様、現状の立地で大規模校の対応策としては適さないと考えます。

エ 校舎の増改築等

一小においても、二小と同様に校舎の増改築等は対応策として適さないと考えます。

4 小規模校を含むグループにおける対応策の検討

(1) 小学校 Dグループ（五小、七小、武蔵台小、本宿小）

小学校Dグループは小規模校の武蔵台小が対策検討校となっており、「クラス替えができないので、人間関係が固定され、問題が生じた場合解決が難しくなることが多い。」「集団の中で多様な考え方に接する機会や切磋琢磨する機会が限られてしまう。」などの課題があります。そのような課題を解決するため、それぞれの対応策について一つずつ検討しました。

協議会では、通学区域の変更などでは解決が難しく、統合を実施することが有効であるという意見で一致しました。ただし、統合を進めていく上で、様々な課題を解決する必要があります。

なお、協議会で検討した各対応策の内容については、アからオのとおりです。

ア 通学区域の見直し

小学校Dグループの対応策として通学区域の見直しを実施する場合、七小・本宿小の通学区域の一部を武蔵台小の通学区域に変更することが考えられますが、通学区域の見直しだけで対応することは難しいと考えます。

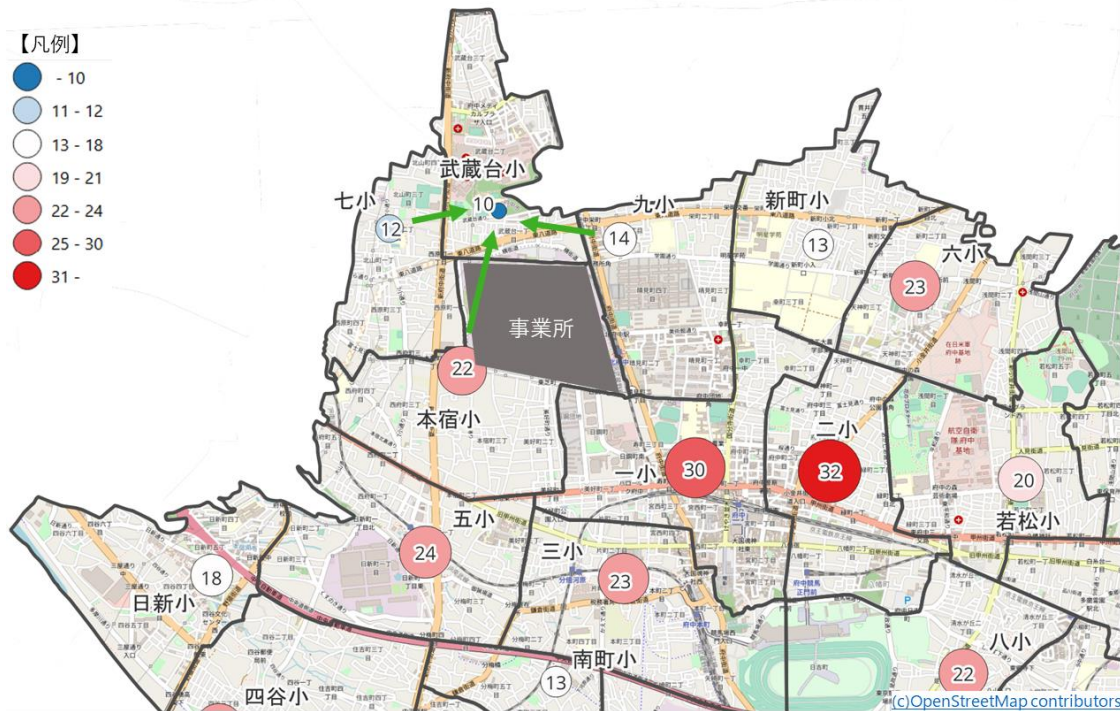
七小学区の一部は、武蔵台小学校から1 km以内にあるため、武蔵台小まで通学することは可能です。しかし、七小の学級数は令和4年度時点で12学級と標準規模の下限となっています。そのため、七小の通学区域の一部を武蔵台小の通学区域に変更すると、七小の児童数の減少が課題となる可能性があります。

本宿小学区の北側は、武蔵台小にも通学可能な距離にあります。本宿小の通学区域の一部を武蔵台小の通学区域に変更する場合、武蔵台小と本宿小学区の間には大規模な事業所があるため、本宿小学区から武蔵台小へ通学する際に迂回が必要となり、直線距離の割に通学距離が長くなる可能性があります。また、本宿小は学区の中でも武蔵台小寄りの場所に位置しているため、本宿小学区から武蔵台小へ通学する場合、本宿小のそばを通過して武蔵台小へ通学することになります。そのため、望ましい学区編成であるとは言い難いです。

グループ外の隣接校を含めて通学区域の見直しを実施する場合、九小学区の一部を武蔵台小学区に変更することとなります。九小学区の北西側は、武蔵台小から半径1 km以内に位置しており、通学可能な距離にあります。しかし、九小は武蔵台小学区との境目付近に立地しているため、九小学区から武蔵台小へ通学する場合、九小のそばを通過して武蔵台小へ通学することとなる地域がほとんどとなります。そのため、本宿小学区の一部を武蔵台小学区に変更する場合と同様、望ましい学区編成であるとは言い難いです。

このように、通学区域の見直しだけを対応策とすることは難しく、他の対応策と組み合わせ、それに伴う影響を緩和するために通学区域の見直しを実施することが考えられます。

図表 21 武蔵台小周辺の状況



注：各学校の位置に記入された数字は、令和4年度の学級数を示す。

イ 学校選択制

通学区域の見直しと同様の理由で、隣接する学区から武蔵台小への就学の選択を認めることによる対応は難しいと考えます。また、Dグループは府中市の北西の端に当たるため、府中市全体を対象とする自由選択を認めても、通学時間、距離の観点で通学することが難しいところがあります。

このように、学校選択制だけを対応策とすることは難しく、他の対応策と組み合わせ、その対応策に伴う影響を緩和するために学校選択制を活用することは考えられます。

ウ 統合

統合を実施する場合、同グループで隣接している七小との統合が考えられます。

七小と武蔵台小を統合する場合、統合後の学校規模は19学級から20学級と予測され、標準規模の範囲になることが見込まれます。

通学距離について、統合校の設置場所は現在の七小の敷地、現在の武蔵台小の敷地が考えられます。いずれの場合も、もう一方の学区の末端からの通学距離は2 kmを超えない見込みであるため、府中市の小学校の通学距離の目安である2 kmを超えない範囲での通学が可能であると想定されます。

ただし、統合を実施する場合、通学距離が長くなる児童の発生を避けることはできません。特に低学年の児童の通学の負担や、学区の外側の児童の通学の負担は課題となります。そのため、十分なケアを考えた上での統合を目指さなくてはなりません。

通学の負担に対するケアとして、統合と他の対応策をセットで行うことが挙げられます。統合後の学校よりも九小や本宿小の方がより近いという地域では、通学区域の見直しを行うことが考えられます。通学区域の見直しが難しい場合は、少なくとも、統合に

伴って通学距離が長くなる地域に限っては学校選択制を利用できるようにして、より近い学校へ通学するための余地を残す配慮は必要であると考えます。また、通学の負担が少しでも軽くなるよう、統合校を設置する場所も慎重な検討が求められます。武蔵台小は七中に隣接しています。七中の隣には武蔵台文化センターのほか、隣接して少年野球場や武蔵台プール跡地、テニスコートがあります。その土地・スペースを活用すると、通学距離の問題も概ね解消され、新校舎建設工事が行いやすいことや、校庭等に広いスペースをとることも可能ではないかと考えられます。

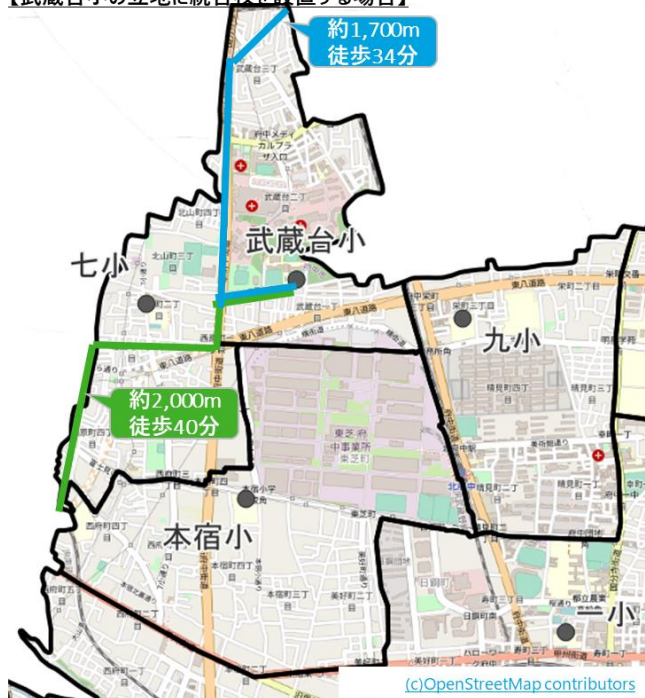
統合の意義の正しい理解を促すために、統合によって教育環境がプラスになる面を周知していくことが必要だと考えます。統合することで、標準規模の学校となれば、児童により多くの人たちと接する機会を与えられる、グループ別の学習など多様な学習形態を展開できる等、子供たちの学びの形態が変わっていくことが考えられます。また、統合により学級数が増えると、教職員の配置数が増えるため、校務や対外的な業務の分担が可能となり教職員の負担軽減が図られるなどのメリットが期待されます。そのような教育環境が向上していく、前向きなイメージを地域の方々とも共有していくことが必要となります。

図表 22 七小と武蔵台小を統合した場合の児童数、1学級当たりの児童数、学級数

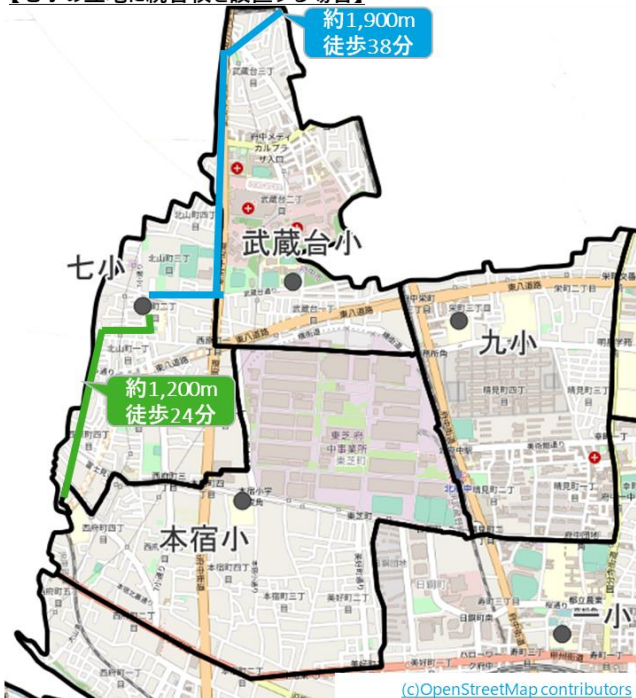
学校	学年	児童数					1学級当たり児童数					学級数				
		R6	R7	R8	R9	R10	R6	R7	R8	R9	R10	R6	R7	R8	R9	R10
		2024	2025	2026	2027	2028	2024	2025	2026	2027	2028	2024	2025	2026	2027	2028
統合校	1年	106	89	79	73	77	27	30	27	25	26	4	3	3	3	3
	2年	83	106	89	79	72	28	27	30	27	24	3	4	3	3	3
	3年	99	83	106	89	79	33	28	27	30	27	3	3	4	3	3
	4年	100	99	83	106	89	34	33	28	27	30	3	3	3	4	3
	5年	104	100	99	83	106	35	34	33	28	27	3	3	3	3	4
	6年	110	104	100	99	83	28	35	34	33	28	4	3	3	3	3
	計	602	581	556	529	506						20	19	19	19	19

図表 23 武蔵台小と七小を統合した場合の通学シミュレーション

【武蔵台小の立地に統合校を設置する場合】



【七小の立地に統合校を設置する場合】



注：所要時間は、小学生の徒歩の速さを50m/分と仮定して計算している。

エ 校舎の増改築

児童数が少ないことや、今後児童が減少することによって小規模校の課題が起きているため、施設の改修を行うような対応策は適さないと考えます。

オ その他の対応策

統合を実施する場合、七小と武蔵台小の統合のほか、武蔵台小と七中を統合して小中一貫校を設置し、府中市全域から児童・生徒を集めて適正化を図ることも考えられます。

しかし、Dグループは府中市の北西の端に当たるため、距離・時間の観点で、近隣以外からの通学は困難となり、限られた区域からの子供しか受け入れられないと予想されます。また、小規模校の小学校1校と中学校1校を統合して小中一貫校を作る場合、学校の規模は大きくなりますが、学年の学級数は増えないため、クラス替えができず人間関係が固定化されるなどの小規模校の課題は残ります。

また、武蔵台小と七小、そして、七中という小学校2校と中学校1校による小中一貫校という意見も一部ありました。この場合、現状の学区域では、中学校の学級数は増えないものの、小学校の学級数は増加します。

しかしながら、府中市が推進している「小・中連携」と、小学校と中学校の統合によって成立する小中一貫校は別のものであるため、適正規模・適正配置を実施するために小中一貫校が必要なのかという点は、別途協議が必要となります。

(2) 中学校 Dグループ (四中、七中、十中)

中学校Dグループは小規模校の七中が対策検討校となっており、「クラス替えができにくく、人間関係が固定されやすい。」「集団の中で多様な考え方に接する機会や切磋琢磨する機会が限られてしまう。」ことや、「部活動の種類が少なく、活動内容も制限される」、「配置される教員の定数が他校と比べ少ない。」などの課題があります。そのような課題を解決するため、それぞれの対応策について一つずつ検討しました。

協議会では、七中と十中を統合することが効果的であるという見解に至りましたが、通学距離が長くなることは課題となるため、統合校を設置する場所は慎重な検討が必要であると考えました。

なお、協議会で検討した各対応策の内容については、アからオのとおりです。

ア 通学区域の見直し

中学校Dグループの対応策として通学区域の見直しを実施する場合、四中や十中の通学区域の一部を七中の通学区域に変更することが考えられますが、通学区域の見直しだけで対応することは難しいと考えます。

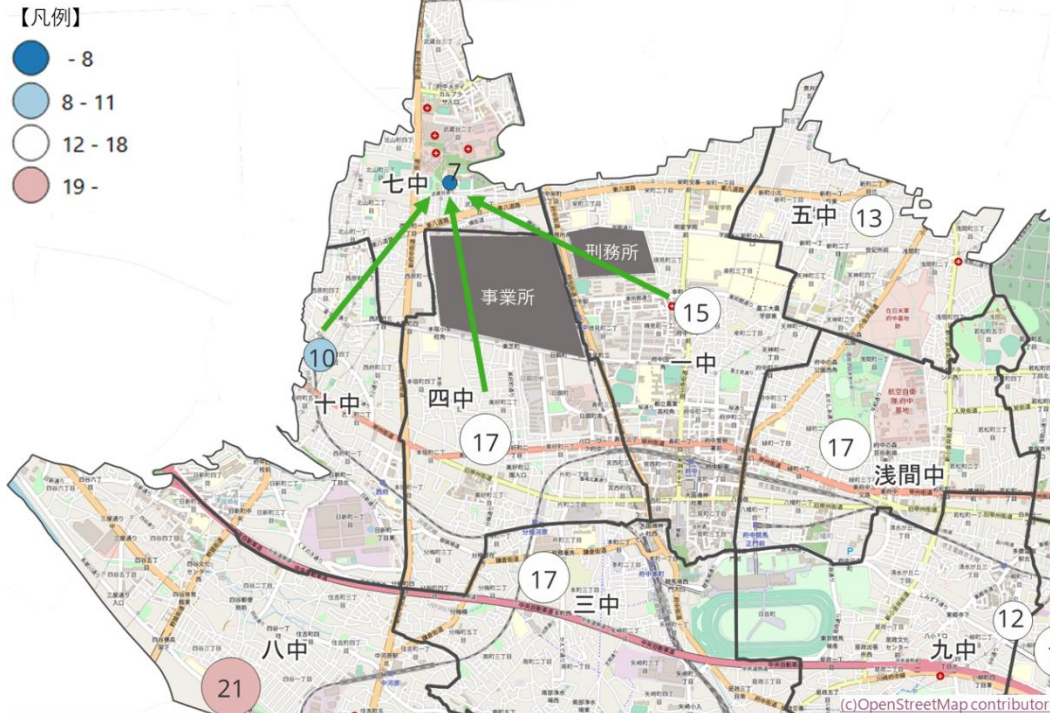
四中学区の北側は、七中から半径2km圏内にあるため、距離の観点では通学可能です。しかし、四中学区の一部を七中学区に変更する場合、四中学区と七中の間には大規模な事業所が立地しているため、四中学区から七中へ通学する際に迂回が必要となり、直線距離の割に通学距離が長くなる可能性があります。

十中学区の北側は、七中から半径2km圏内にあるため、距離の観点では通学可能です。しかし、十中も七中と同様に小規模校であるため、七中の生徒数増加を図ると、今度は十中の生徒数の減少が課題となる可能性があります。

このように、通学区域の見直しだけを対応策とすることは難しく、他の対応策と組み合わせ、それに伴う影響を緩和するために通学区域の見直しを実施することが考えられます。

ただし、七中を標準規模とすることを目標にするのではなく、適正規模・適正配置の実施に向けた検討を開始する基準を上回る規模である1学年3学級の規模を確保することを目的に通学区域を見直し、七中が小規模でありながらも教育活動を展開できるようサポートするという方向性も考えられます。

図表 24 七中周辺の状況



注：各学校の位置に記入された数字は、令和4年度の学級数を示す。

イ 学校選択制

通学区域の見直しと同様の理由で、隣接する学区から七中への就学の選択を認めることによる対応は難しいと考えられます。また、Dグループは府中市の北西の端に当たるため、府中市全体を対象とする自由選択を認めても、通学時間、距離の観点で通学することが難しいところがあります。

このように、学校選択制だけを対応策とすることは難しく、他の対応策と組み合わせ、その対応策に伴う影響を緩和するために学校選択制を活用することは考えられます。

ウ 統合

統合を実施する場合は、同グループで隣接している十中との統合が考えられます。

七中と十中を統合する場合、統合後の学校規模は15学級から17学級と予測され、標準規模の範囲になることが見込まれます。

通学距離について、統合校の設置場所は現在の七中の敷地、現在の十中の敷地が考えられます。いずれの場合も、府中市の中学校の通学距離の目安である4kmを超えない範囲での通学が可能であると想定されます。

ただし、統合を行う場合、通学時間や通学の安全性を加味した議論と、統合の意義の正しい理解を促す必要があります。

通学時間や通学の安全性について、七中または十中の敷地に統合校を設置した場合、午後6時過ぎに部活が終わり、そこから40分～45分かけて帰るというのは、保護者としては心配です。通学の負担に対するケアとして、統合と他の対応策をセットで行うことが挙げられます。統合後の学校よりも四中や八中の方がより近いという地域では、通学区域の見直しを行うことが考えられます。通学区域の見直しが難しい場合は、少な

くとも、統合に伴って通学距離が長くなる地域に限っては学校選択制を利用できるようにして、より近い学校へ通学するための余地を残す配慮は必要であると考えます。仮に、七中・十中の敷地以外の新しい場所に適切な土地・スペースが確保できると、この問題は解決します。そのため、統合校の配置は、時間をしっかりかけて、考えるべきことです。

統合の意義の正しい理解を促すために、統合によって教育環境がプラスになる面を周知していくことが必要だと考えます。統合することで、標準規模の学校となれば、生徒により多くの人たちと接する機会を与えられる、体育大会や合唱コンクールなどの学校行事がより充実する等、子供たちの学びの形態が変わっていくことが考えられます。また、統合により学級数が増えると教職員の配置数が増えるため、教職員一人ひとりの負担軽減が図られるなどのメリットが期待されます。そのような教育環境が向上していく、前向きなイメージを地域の方々とも共有していくことが必要となります。

図表 25 七中と十中を統合した場合の生徒数、1学級当たり生徒数、学級数

学校	学年	生徒数					1学級当たり生徒数					学級数				
		R6	R7	R8	R9	R10	R6	R7	R8	R9	R10	R6	R7	R8	R9	R10
		2024	2025	2026	2027	2028	2024	2025	2026	2027	2028	2024	2025	2026	2027	2028
統合校	1年	182	194	179	187	187	37	39	36	38	38	5	5	5	5	5
	2年	206	182	194	179	188	35	37	39	36	38	6	5	5	5	5
	3年	215	206	182	194	179	36	35	37	39	36	6	6	5	5	5
	計	603	582	555	560	554						17	16	15	15	15

図表 26 七中と十中を統合した場合の通学シミュレーション

【七中の立地に統合校を設置する場合】



【十中の立地に統合校を設置する場合】



注：所要時間は、中学生の徒歩の速さを80m/分と仮定して計算している。

[\(c\)OpenStreetMap contributors](https://www.openstreetmap.org/)

エ 校舎の増改築等

生徒数が少ないことや今後減少することによって小規模校に課題が発生しているため、施設の改修を行うような対応策は適さないと考えます。

オ その他の対応策

統合を実施する場合、七中と十中の統合とは別に、七中と武蔵台小の統合、または七小も含めた小中一貫校を設置する方策もありましたが、小中一貫校を設置した場合、小学校Dグループの項で述べたものに加え、七中は七小と武蔵台小の2校のみの学区となっているため、中一ギャップの解消などが図られるという効果はあると考えられます。しかし、立地の関係で限られた地域からの子供しか受け入れられない、一学年の生徒数の増加が見込めない、配置される教職員数の増加が見込めない等の課題があります。

5 対策検討校以外の学校

対策検討校としなかった住吉小、新町小、白糸台小、日新小の4校では、現段階で大規模校・小規模校となっていないこと、また、日新小と白糸台小では、今後1学年1学級となる予測がされていますが、児童数が1人から2人増加した場合には1学年1学級が解消される見込みがあること、住吉小、新町小、白糸台小は、令和10年度に1学年1学級になる予測であることから、速やかに適正規模化を図らなければならないほどに小規模校化が進んでいるとはいえない状況だと考えます。

したがって、具体的な対応策を現時点で検討のテーブルに載せることはしませんが、今後状況が変わり、今回の優先的に検討をした小規模校と同様に継続して検討時期の基準に当てはまる学年が増えていく場合には、速やかに検討に向けて動けるよう、児童数の動向に引き続き注視していくことが必要となります。

第4章 適正規模・適正配置の実施に向けた留意点

本協議会で提出した答申を基に、適正規模・適正配置の実施に向けて対応策を実行に移す際は、以下の点に留意して進めていくことが求められます。

(1) 保護者・地域住民への説明

通学区域の見直しや学校選択制の導入、統合を実施する際、子供の通学環境や人間関係、地域のコミュニティ等に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため実施に当たっては、保護者や地域住民等の理解を得ながら進める必要があります。

また、保護者や地域住民に説明する際は、今回の対応策が何よりも「将来を見据え、少しでも今の子供たちに、より良い教育環境を提供する」ことを目的としている点を、市と市民の共通認識として進めることが肝要です。

加えて、実施に当たっては、できるだけ早い時期から保護者・地域住民に情報を提供することを求めます。

(2) 通学環境の改善

通学区域の見直しや学校選択制の導入、統合を実施する際、現在よりも通学距離が長くなることが懸念されます。通学路の安全対策や、通学に公共交通機関等を使用することを認める等、通学に係る危険や負担を軽減するための取組も、併せて検討することが必要となります。また、通学路の変更は十分な移行期間を設け、危険箇所を確認し対策することを求めます。

(3) 児童・生徒への配慮・説明

通学区域の見直しや統合によって最も大きな影響を受ける主体は児童・生徒です。通学区域の見直しや統合を実施する際、児童・生徒は、新たに教職員や同級生との人間関係を構築することが必要となります。事前に交流活動を実施する等、児童・生徒が円滑に新たな人間関係を築き、新たな学校での生活になじむことができるような取組が実現されるべきです。

また、適正規模・適正配置の実施に向けた対応策が児童・生徒の教育環境をより良いものにするための取組であることを丁寧に説明し、児童・生徒の理解を得ることが重要です。

(4) 小・中連携への配慮

府中市は、子供たちの「生きる力」を育み、府中市の目指す子供像である「心豊かでたくましい子供」の実現を目指し、義務教育9年間を一体として捉え、子供たちの「学び」と「育ち」の系統性と継続性を重視して接続を円滑に進める「小・中連携」の推進を主要課題として取り組んでいます。

そのため、通学区域の見直しや学校選択制、統合を検討する際、「小・中連携」が引き続き推進されるよう、小学校の学区と中学校の学区が整合することに留意しながら具体的な検討を行う必要があると考えます。

(5) 小中一貫校について

武蔵台小と七中における小規模校の対応策として、小中一貫校を設置する対応策にも触れましたが、小中一貫校は、学習指導上の工夫が必要なため教職員の負担は通常の小学校・中学校よりも大きくなります。教職員の定数についても副校長・教頭に総括担当として1人分が加算されますが、前期課程(小学校)・後期課程(中学校)それぞれの教職員定数は、同規模の小学校・中学校の教職員定数と同等となり、小中一貫校であるからという理由で、配置される教職員の数が飛躍的に増えるということではなく、自治体によっては独自の財源で教職員を雇用するなどの取組も必要となる点も考慮が必要です。

小学校のDグループの対応でも述べましたが、府中市が推進している「小・中連携」と小学校と中学校の統合によって成立する小中一貫校の設置は別のものであるため、適正規模・適正配置を達成することを目的とした小中一貫校の設置については、別途協議が必要となります。

(6) 地域コミュニティへの配慮・学校施設の活用

「学校は地域コミュニティの核である」と言われることもあり、統合で学校がなくなることは地域のコミュニティにも大きく影響します。また、学校は地域の防災拠点としても機能しています。そのため、統合を実施する際、代替となる地域コミュニティに資する施設、災害時に頼ることができる施設を整備することを望みます。統合に伴って発生する跡地を活用することも考えられます。

また、新しい学校は、これまでの学校以上に地域住民が誇りや愛着を持てる施設となるべきです。そのために、新しい校舎の有効な活用について検討していただくことが必要となります。例えば、周辺の公共施設の機能を取り込み、特徴的な学校を整備する等の可能性が考えられます。

(7) 建設経費など財政面について

学校の改築事業と連携し適正化に向けていくことは、近隣の学校も含めて課題を解決していく一つの機会とも捉えられます。しかしながら、現在の市の改築計画では今後、数年おきに数多くの学校の改築・改修事業を行っていかなくてはならず、1校の改築に係る費用も数十億という単位の経費が必要となります。併せて、建設資材の高騰を含む物価上昇が今後もさらに進むことがあれば、学校の改築や改修に係る経費が多額となることも想定されます。

統合を含む適正規模・適正配置の実施に際しては、教育的効果に加えて、こうした財政的側面の課題も含めた多角的な検討を行った上で進めていくことも重要となります。

(8) 関連計画との整合

府中市は、変わりゆく社会情勢に的確に対応しつつ、教育委員会として目指す基本理念や取組を、学校教育関係者を始め、保護者や地域住民に示すことで、一体となって子供たちを育成していくことを目的に、「第3次府中市学校教育プラン」を策定しています。

また、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を始めとする府中市の学校教育分野の個別計画は、この「第3次府中市学校教育プラン」に沿うことが求められます。適正規模・適正配置の実施に向けた取組もまた、第3次府中市学校教育プランと整合を図りながら推進していくことが必要となります。

(9) 情勢変化への対応

今後、大規模開発や社会情勢の変化等の原因により、今回の検討で用いた児童・生徒数推計と実際の人数に乖離^{かい}が生じる可能性があります。そして、大規模校・小規模校となる時期が現時点の想定から前後する可能性や、現時点で想定していない学校が大規模校・小規模校となる可能性もあります。

そのような情勢の変化等がみられた場合は、適宜見直しを行いながら、適正規模・適正配置の実施に向けた取組を推進していくべきです。

(10) 適正規模・適正配置を実施するまでの期間

適正規模・適正配置の実施に向けた検討時期の基準は6年後の学級数の推計結果を基にしていますが、どの学校が、どの時期に、どのような対応策が実施されるのか、上記の社会情勢の変化を十分鑑みつつ、検討を深めていく必要があります。

例えば、学校選択制や通学区域の見直しの際、その年に入学する子供達から対象とするのか、在籍する児童・生徒も対象とするのか、兄弟関係はどうするのかなども考えなければなりません。また、大規模校の対応についても、今後の年少人口減少により徐々に解消される可能性もありますが、市全体としての学校規模の差は解消されるとは限りません。

適正規模・適正配置を実施する際は、常に市を取り巻く社会情勢の変化の中、大規模校・小規模校の状況を注視しながら、検討することが求められます。

資料編

- 資料1 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則
- 資料2 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会委員名簿
- 資料3 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の公開について
- 資料4 府中市適正規模・適正配置検討協議会開催経過

【資料 1】

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市）条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 府中市立小学校の校長 1人
- (3) 府中市立中学校の校長 1人
- (4) 府中市立小中学校PTA連合会の構成員 2人
- (5) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (6) 府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員 1人
- (7) 府中市肢体不自由児者父母の会の構成員 1人
- (8) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【資料2】

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会委員

(五十音順、敬称略)

No.	選出区分	氏 名	役 職 名
1	学識経験者 (一般財団法人建築保全センター 保全技術研究所 第三研究部)	いげざわ りゅうぞう 池澤 龍三	次長
2	公募市民	おかだ とも 岡田 智	
3	学識経験者 (東京大学)	おがわ まさひと ◎小川 正人	名誉教授
4	府中市立小中学校校長会	おしだり るりこ ○忍足 留理子	小学校校長会長
5	学識経験者 (放送大学)	さくらい なおき 櫻井 直輝	准教授
6	府中市立小中学校校長会	さとう みつひろ 佐藤 光宏	中学校校長会長
7	公募市民	しが さだいち 志賀 定一	
8	府中市自治会連合会	しみず きよたか 志水 清隆	会長
9	府中市肢体不自由児者父母の会	たかはし ふみ 高橋 史	副会長
10	府中市青少年対策地区正副委員長会	ほりい さとこ 堀井 聡子	副会長
11	府中市立小中学校PTA連合会	みずはし かやこ 水橋 佳也子	
12	府中市立小中学校PTA連合会	よしがき ちかのぶ 吉垣 親伸	

※ ◎：会長 ○：副会長

役職等は令和4年9月7日現在

【資料 3】

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の公開について

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例により原則公開するものとされており、例外規定には該当しないことから、この原則を遵守することとする。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 傍聴希望への対応

(1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

(2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は5人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議毎に人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

(3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認した上で、指定された場所で傍聴する。

(4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、資料が多量の場合等は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員が内容を確認した後に、市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供する。

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言、飲食をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。

【資料4】

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会開催経過

日程		内容
第1回	令和4年 9月 7日	これまでの府中市の検討状況について
第2回	11月16日	児童生徒数・学級数の推計と将来推計 学校施設の築年数等
第3回	令和5年 1月30日	「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づいた課題校の検討 課題校の課題整理
第4回	3月29日	本協議会で対策を検討する学校（対策検討校）の抽出
現地視察	4月26日	小規模校の視察（武蔵台小学校、府中第七中学校）
現地視察	5月15日	大規模校の視察（府中第二小学校）
第5回	5月15日	対策を検討するグループの現状分析 対応策候補の検討
第6回	6月20日	大規模校における各学校の対応策の検討
第7回	8月 2日	小規模校における各学校の対応策の検討
第8回	10月10日	小規模校における各学校の対応策の検討
第9回	11月15日	答申案の検討
第10回	12月19日	答申案の検討